

福井県衛生環境研究センター評価実施要領

(目 的)

第1条 この実施要領は、福井県衛生環境研究センター（以下「研究センター」という。）が行う調査研究等の事業を県民生活、社会への貢献および科学技術の発展という観点から、より効果的、効率的に推進できるよう「福井県公設試験研究機関等評価ガイドライン」に基づく評価を適正に行うために必要な事項を定める。

(基本的考え方)

第2条 評価の基本的な考え方は次のとおりとする。

(1) 評価の妥当性

評価の客観性・公正さ・信頼性等を確保するため、公衆衛生・環境保全等、当該研究分野の専門家を含めた第三者による外部評価を実施する。

(2) 開かれた評価

研究センターの現状について県民の理解を得るとともに、評価の透明性・公正さを確保するため、評価に関する情報を積極的に公開する。

(3) 評価結果の適切な反映

評価結果は、調査研究等の事業計画および研究センター運営の見直し等に適切に反映させる。

(評価委員会の設置)

第3条 研究活動および機関活動の評価を行うため、次の2委員会を置く。

(1) 研究課題評価委員会

(2) 機関評価委員会

(評価委員会の責務)

第4条 評価委員会は、客観的かつ公正な立場から総合的に評価を行い、適切な助言を与えなければならない。

(評価の対象)

第5条 評価は、研究センターが実施する調査研究（以下「研究課題評価」という。）と、研究センターの事業、運営等全般（以下「機関評価」という。）を対象とする。

(1) 研究課題評価

研究課題の設定、研究内容、研究体制、研究の進捗、研究結果、研究成果等について評価を行い、次の区分ごとに実施する。

「事前評価」、「中間評価」、「事後評価」、「追跡評価」

(2) 機関評価

研究センターの調査研究、試験検査、研修指導、公衆衛生・環境情報の収集・解析、環境教育・学習の推進等の業務全般について、推進体制、運営等を総合的に評価する。

(評価項目、評価基準)

第6条 評価が適切に行われるよう、評価項目、評価基準を別に定める。

(評価結果の取扱)

第7条 評価結果の反映、公開、報告について、次により取扱うものとする。

(1) 評価結果の反映

評価結果を適切に反映するため、福井県行政組織規則第195条の2に定める企画運営会議を開催し、次の事項を審議する。

- ① 研究方針
- ② 研究課題の選定
- ③ 研究内容の見直し
- ④ 研究実施計画（経費、体制等含む）の見直し
- ⑤ 研究センターの運営の改善
- ⑥ その他

(2) 評価結果の公開

個人情報、企業秘密の保護、知的財産権の取得に配慮して、評価結果を公開する。

(3) 評価結果の報告

評価結果は、速やかに報告書に取りまとめ、所管課を通して福井県科学技術振興会議（地域産業・技術振興課産学官連携推進室）に提出する。

(事務)

第8条 この要領に関する事務は、研究センター健康長寿推進室において行う。

(その他)

第9条 本要領の実施に際し必要な事項は細則により定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

改正 平成15年6月1日一部改正

改正 平成18年4月1日一部改正

福井県衛生環境研究センター評価実施要領細則

（目 的）

第1条 この細則は、「福井県衛生環境研究センター評価実施要領」の規定に基づき、福井県衛生環境研究センター（以下「研究センター」という。）における研究評価、機関評価の実施について、必要な事項を具体的に定めることを目的とする。

（評価委員の選任）

第2条 研究課題評価委員会および機関評価委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 地域保健・公衆衛生および環境保全分野の専門家で、有識者から研究センター所長が選任し、委嘱する。
- (2) 各委員会の構成は8名以内とし、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- (3) 研究課題評価委員と機関評価委員は兼任を妨げない。

（評価委員会の運営）

第3条 研究課題評価委員会および機関評価委員会にそれぞれ委員長を置く。委員長は各構成委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、研究センター所長の要請を受けて委員会を招集し、これを主宰する。ただし、委員長が未選出の場合にあっては、研究センター所長が委員会を招集するものとする。
- 3 委員長は、審議結果を研究センター所長に報告する。

（評価の対象範囲）

第4条 研究課題評価は、委託・助成を受けた研究課題、他機関との共同研究および研究センター所長が必要と認めた研究課題を対象とする。

（研究課題評価の実施時期と内容）

第5条 研究課題評価の実施時期および評価内容は次のとおりとする。

- (1) 事前評価
研究課題の選定について事前に評価する。
 - (2) 中間評価
研究事業の開始後、一定期間を経過した時点において、その達成度、継続の必要性等について評価する。
 - (3) 事後評価
研究事業の終了時点において、その成果の達成度について評価し、事後の調査研究活動の参考とする。
 - (4) 追跡評価
研究終了から一定期間経過後、研究成果の波及効果について評価する。
- 2 他の機関等で評価を受けた研究課題および緊急時の行政的要請による研究課題は、事前評価の対象としない。
 - 3 単年度の研究課題については、中間評価は行わない。

(研究課題評価項目)

第6条 研究課題評価の項目は次のとおりとし、当該各項に掲げる様式により評価を行う。

(1) 事前評価(「調査研究 事前評価表」(別紙様式1))

- ① 県民や行政のニーズに的確に対応する研究であるか。
- ② 研究センターの設置目的にふさわしい研究であるか。
- ③ 研究目標達成のための研究計画、体制(組織、設備、予算など)および技術手法は妥当であるか。
- ④ 研究内容が独創性や新規性を有しているか。
- ⑤ 県民生活や産業社会への波及効果が期待される研究であるか。
- ⑥ 業務遂行のレベルアップに寄与する研究であるか。
- ⑦ 外部への効果的な発信が考慮されているか。
- ⑧ 費用対効果のバランスはとれているか。

(2) 中間評価(「調査研究 中間評価表」(別紙様式2))

- ① 研究の進捗状況は適正であるか。
- ② 研究の継続(目的、内容等)は妥当であるか。
- ③ 研究体制(組織、設備、経費など)は適正であるか。
- ④ 研究の継続が業務遂行のレベルアップに寄与するか。
- ⑤ 研究の継続が研究センターの可視化への貢献につながるか。

(3) 事後評価(「調査研究 事後評価表」(別紙様式3))

- ① 研究目的、内容は達成されたか。
- ② 研究成果の学術的意義は認められるか。
- ③ 研究成果は今後の研究への発展性があるか。
- ④ 県民や行政のニーズを適切に反映しているか。
- ⑤ 県民生活や産業社会への波及効果は十分見込めるか。
- ⑥ 業務遂行のレベルアップに寄与したか。
- ⑦ 外部への発信が効果的で、研究センターの可視化への貢献が見込めるか。

(4) 追跡評価(「調査研究 追跡評価表」(別紙様式4))

- ① 研究成果が学術や技術の推進に貢献したか。
- ② 研究成果が県民や行政のニーズに適合したか。
- ③ 研究成果が県民生活や産業社会の進展に波及したか。
- ④ 研究成果が他の研究に波及しているか。
- ⑤ 研究成果が業務遂行のレベルアップに寄与したか。
- ⑥ 研究成果が研究センターの可視化に貢献したか。
- ⑦ 研究課題を今後発展させることが期待されるか。

(研究課題の評価基準)

第7条 各研究課題につき、前条に定める項目についてそれぞれ以下の4段階で評価するとともに、その理由、意見を付して総合評価を行う。

	事前評価	中間評価	事後評価・追跡評価
評価	A：優れている B：良い C：改善の必要がある D：不適切である	A：優れている B：良い C：改善の必要がある D：中止が妥当である	A：優れている B：良い C：当初の目的未達成の部分がある D：不適切である

2 必要に応じて研究課題提出者に対するヒヤリング、施設への訪問調査を実施し、評価を行うことができる。

(機関評価の実施時期と内容)

第8条 研究センターが事業全般について策定する実施計画、報告書に基づき、研究センターの事業活動の内容、体制、施設・設備、人材確保・養成、将来の計画等について、機関評価を3年ごとに実施する。

(機関評価項目)

第9条 機関評価の項目は次のとおりとし、「機関評価 評価表」(別紙様式5)により評価を行う。

- ① 試験検査事業の計画、実施状況は適正であるか。
- ② 調査研究事業の計画、実施状況は適正であるか。
- ③ 研修指導事業の計画、実施状況は適正であるか。
- ④ 公衆衛生・環境情報の収集・解析事業の計画、実施状況は適正であるか。
- ⑤ 環境教育・学習の計画、実施状況は適正であるか。
- ⑥ 試験・研究体制は効果的・効率的なものになっているか。
- ⑦ 試験・研究体制の施設・設備は適正に整備されているか。
- ⑧ 人材の確保とその養成に適切な方法が取られているか。
- ⑨ 試験検査事業、研究の予算配分は適正であるか。
- ⑩ 行政施策、地域社会に寄与しているか。
- ⑪ 他の機関との交流、連携が図られているか。
- ⑫ 研究を業務遂行のレベルアップや研究センターの可視化への貢献につなげているか。

(機関評価の評価基準)

第10条 前条に定める項目について以下の4段階で評価するとともに、その理由、意見を付して総合評価を行う。

A：優れている B：良い C：改善の必要がある D：不適切である

(研究センターの責務)

第 11 条 研究センター所長は、評価委員会に対し調査研究新規計画書、調査研究中間報告書、調査研究終了報告書、事業計画書、事業報告書など必要な書類を提出しなければならない。

2 研究センター所長は、審議結果に十分配慮し、関係機関と研究予算の重点的・効率的配分等について十分連携・調整を図るものとする。

(その他)

第 12 条 この要領細則に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は研究センター所長が別に定める。

附 則

この要領細則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

改正 平成 15 年 6 月 1 日一部改正

改正 平成 21 年 4 月 1 日一部改正

改正 平成 22 年 4 月 1 日一部改正

(様式1)

調査研究 事前評価表

年度				外部評価委員名
研究課題名 (新規)				
主 担 当 者	所属	氏名		
評 価 対 象 項 目			評 価	
① 県民や行政のニーズに的確に対応する研究であるか。			A B C D	
② 研究センターの設置目的にふさわしい研究であるか。			A B C D	
③ 研究目標達成 のための	研究計画は妥当であるか。		A B C D	
	体制（組織、設備、予算など）は妥当であるか。		A B C D	
	技術手法は妥当であるか。		A B C D	
④ 研究内容が独創性や新規性を有しているか。			A B C D	
⑤ 県民生活や産業社会への波及効果が期待される研究であるか。			A B C D	
⑥ 業務遂行のレベルアップに寄与する研究であるか。			A B C D	
⑦ 外部への効果的な発信が考慮されているか。			A B C D	
⑧ 費用対効果のバランスはとれているか。			A B C D	
[意 見]				
[総合評価] 【 A B C D 】				

評価 A：優れている B：良い C：改善の必要がある D：不適切である

(様式2)

調査研究 中間評価表

年度	外部評価委員名		
研究課題名 (継続)			
主 担 当 者	所属	氏名	
評 価 対 象 項 目		評 価	
① 研究の進捗状況は適正であるか。		A B C D	
② 研究の継続（目的、内容等）は妥当であるか。		A B C D	
③ 研究体制（組織、設備、経費など）は適正であるか。		A B C D	
④ 研究の継続が業務遂行のレベルアップに寄与するか。		A B C D	
⑤ 研究の継続が研究センターの可視化への貢献につながるか。		A B C D	
[意 見]			
[総合評価] 【 A B C D 】			

評価 A：優れている B：良い C：改善の必要がある D：中止が妥当である

(様式3)

調査研究 事後評価表

年度		外部評価委員名	
研究課題名			
主 担 当 者	所属	氏名	
評 価 対 象 項 目		評 価	
① 研究目的、内容は達成されたか。		A B C D	
② 研究成果の学術的意義は認められるか。		A B C D	
③ 研究成果は今後の研究への発展性があるか。		A B C D	
④ 県民や行政のニーズを適切に反映しているか。		A B C D	
⑤ 県民生活や産業社会への波及効果は十分見込めるか。		A B C D	
⑥ 業務遂行のレベルアップに寄与したか。		A B C D	
⑦ 外部への発信が効果的で、研究センターの可視化への貢献が見込めるか。		A B C D	
[意 見]			
[総合評価] 【 A B C D 】			

評価 A : 優れている B : 良い C : 当初の目的未達成の部分がある D : 不適切である

(様式4)

調査研究 追跡評価表

年度			
		外部評価委員名	
研究課題名			
主 担 当 者	所属	氏名	
評 価 対 象 項 目		評 価	
① 研究成果が学術や技術の推進に貢献したか。		A B C D	
② 研究成果が県民や行政のニーズに適合したか。		A B C D	
③ 研究成果が県民生活や産業社会の進展に波及したか。		A B C D	
④ 研究成果が他の研究に波及しているか。		A B C D	
⑤ 研究成果が業務遂行のレベルアップに寄与したか。		A B C D	
⑥ 研究成果が研究センターの可視化への貢献に貢献したか。		A B C D	
⑥ 研究課題を今後発展させることが期待されるか。		A B C D	
[意 見]			
[総合評価] 【 A B C D 】			

評価 A : 優れている B : 良い C : 当初の目的未達成の部分がある D : 不適切である

(様式5)

機関評価 評価表

年度		外部評価委員名	
機 関 名	福井県衛生環境研究センター		
評 価 対 象 項 目		評 価	
① 試験検査事業の計画、実施状況は適正であるか。		A B C D	
② 調査研究事業の計画、実施状況は適正であるか。		A B C D	
③ 研修指導事業の計画、実施状況は適正であるか。		A B C D	
④ 公衆衛生・環境情報の収集・解析事業の計画、実施状況は適正であるか。		A B C D	
⑤ 環境教育・学習の計画、実施状況は適正であるか。		A B C D	
⑥ 試験・研究体制は効果的・効率的なものになっているか。		A B C D	
⑦ 試験・研究体制の施設・設備は適正に整備されているか。		A B C D	
⑧ 人材の確保とその養成に適切な方法が取られているか。		A B C D	
⑨ 試験検査事業、研究の予算配分は適正であるか。		A B C D	
⑩ 行政施策、地域社会に寄与しているか。		A B C D	
⑪ 他の機関との交流、連携が図られているか。		A B C D	
⑫ 研究を業務遂行のレベルアップや研究センターの可視化への貢献につな げているか。		A B C D	
[意 見]			
[総合評価] 【 A B C D 】			

評価 A：優れている B：良い C：改善の必要がある D：不適切である